

知って得する! 法律コラム



弁護士 加藤貴紀

相続人が見つからない! ? そんなときの対処法

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。(2024年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

皆さんこんにちは、弁護士の加藤です。相続の案件にかかわらず、「相続人が見つからなくて困っている」という相談を受けることがしばしばあります。今回はそのような相続人不存在のときの対処法について解説します。

1 相続人が見つからなくて困る典型事例

- ①お金を貸していた人が亡くなってしまったけど相続人が見つからなくて誰からお金を返してもらえば良いのかわからない。
- ②貸していた土地上の建物を解体してほしいけど誰に依頼すれば良いのかわからない。
- ③借金は完済したのに抵当権者が亡くなってしまって抵当権を抹消して不動産を売却することができない。

2 相続人が見つからない場合の対処法

(1) 相続人の搜索

まずは本当に相続人がいないのかを確認します。亡くなった方の住所から住民票などを取り寄せて本籍地を確認し、戸籍をたどることによって相続人がいないかどうかを確認することができます。

相続人がいることがわかれば、その相続人の戸籍の附票を取り付けて住所を確認し、問題の解決に協力してもらうように連絡をとります。

(2) 相続財産清算人

戸籍をたどっても相続人がいなかった、あるいは連絡を試みたけど相続人が全員相続放棄をして遺産を相続する人がいなくなっていたときは、相続財産清算人の利用を検討します。

相続財産清算人は遺産を管理する権限を与えられているので、遺産を売却して借金の返済をしたり、建物の解体や抵当権の抹消手続きに協力してもらうことができます。

(3) 不在者財産管理人

相続人はいるものの、住所がわからず連絡がとれないというときには、不在者財産管理人の利用を検討します。

不在者財産管理人も相続財産清算人と同じように遺産の管理権限を与えられていますので、(2)と同じように対応してもらうことができます。

(4) 所有者不明土地建物管理制度

所有者がわからない土地建物の管理を命じる制度になります。これによって選任された管理人は、土地建物の管理をする権限を与えられるので、建物の解体などをしてもらうことが可能です。ただし、相続財産清算人や不在者財産管理人と異なり、できることが限られていますので、利用することができるケースかどうかを検討する必要があります。

(5) 特別代理人

問題を解決するために訴訟手続を利用するためには相手方となる人が必要になります。相手方となる相続人がいないときは、訴訟提起と同時に裁判所に特別代理人の選任を申し立てるという方法があります。特別代理人は相続人の代わりに訴訟の対応をする権限を与えられます。

(2) ~ (4)の制度を利用せずに、所有権に基づいて建物の解体や抵当権の抹消手続きを請求する訴訟を行うことで問題の解決をする方法になります。また、お金を貸しているようなケースでは、訴訟で判決もらった後に財産の差押えをして回収を図ることもできます。

3 まとめ

今回は相続人がいない場合の対処法をいくつかご紹介しました。

これらの制度は、費用や権限がそれぞれ異なってきますので、具体的な事案に応じてどの制度を利用すべきか検討しなければなりません。また、戸籍をたどって相続人を探すことも弁護士でないと難しい場合が多いです。

相続人が見つからなくて困っている場合には、弁護士とご相談の上どのような方法をとるかご検討いただくことをおすすめします。